

平成 16 年 4 月

「貸出債権市場における情報開示に関する研究会」報告書概要

全国銀行協会

1. 「研究会」設置の経緯、目的等

貸出債権市場の活性化に向けた取組みが深まるなか、守秘義務と情報開示の関係が曖昧であることが貸出債権市場発展の阻害要因の一つであることが当事者間で改めて認識された。法的側面からこの問題を整理し、そのあり方について検討を行うため、今般、金融庁の要請を受け、全銀協を事務局として「貸出債権市場における情報開示に関する研究会」を設置した。委員は法律学者、弁護士により構成。岩原紳作東京大学大学院教授が座長に就任。オブザーバーは金融庁・経済産業省・日本銀行・日本ローン債権市場協会・全国地方銀行協会・全国銀行協会等。検討期間は平成 16 年 2 月～3 月で計 4 回の「研究会」を開催し、報告書を取りまとめた。

2. 貸出債権市場における情報開示の問題点

銀行などの金融機関は、顧客との間になした取引及びこれに関連して知りえた情報を正当な理由なくして他に漏らしてはならないとする守秘義務を負っているとされる。

他方で、貸出債権の売買にあたっては、買い手は、当該債権に係る情報、債務者情報等を必要とすることから、一定の情報開示が不可欠となる。

従来、守秘義務と情報開示の関係が不明確であり、守秘義務を画一的・硬直的に解する傾向にあったことから、貸出債権の円滑な売買を阻む障害になっているとの指摘がある。

3. 貸出債権市場における情報開示の考え方

「研究会」では銀行の顧客情報のうち、企業顧客情報を対象に検討を行った。個人顧客情報の保護はプライバシー権や人格権などを根拠とするが、法人にはそもそもプライバシー権はないとの見解があり、企業顧客情報の保護の問題は、もっぱら顧客と銀行との間の契約関係や顧客の経済的利益を侵害する可能性の有無という観点から考察すべきである。

報告書に示された基本的な考え方は以下のとおりである。

- 銀行が企業顧客情報を開示することが認められるか否かは、銀行と顧客の取引関係等に応じて個別具体的に判断すべきであり、守秘義務を画一的・硬直的に解すべきではない。
- 次の場合には当然に顧客情報の開示が認められる。
 - 情報開示について当該債務者企業の承諾がある場合
 - 当該情報が公開情報の場合
- このほか情報開示が認められる根拠としては、銀行の企業顧客情報の開示が必要かつ正当な理由を有する行為（正当行為）であること、情報開示により当該企業が経済的損害を被る予見可能性がないこと等が考えられる。
- この場合、情報開示が認められるか否かは、そうした情報開示の必要性・正当性と開示により顧客に及ぼす影響とを、具体的な場面に即して、総合的に判断すべきものとする。その際の総合判断の具体的な要素としては、次の5要素を挙げることができ、この5つの要素を、その要素間の関係も含め考慮し、情報開示の妥当性を判断するというアプローチが有効である。
 - 情報開示の目的
 - 開示する情報の内容
 - 債務者企業に及ぼす影響
 - 情報の開示先
 - 情報の管理体制

かかるアプローチによれば、例えば、貸出債権譲渡のために、譲渡に必要な一定範囲の情報を、金融市場において適格な投資家としての認知を受けている者や当局の一定の監督下にある金融機関などに開示先を限定し、かつ、譲渡先との間で守秘義務契約を締結するなど情報管理体制を整えた上で、開示を行うことは、一般的には可能と考えられる。

○なお、5要素に基づく検討の枠組みは、貸出債権取引に限らず、銀行の守秘義務と企業顧客情報の開示について普遍的な考え方を提供するものといえる。

4. 今後の取組み

市場参加者がこうした考え方を踏まえ、具体的事例を積み上げ、債務者企業も含めた共通認識や商慣習を確立し、健全な取引慣行を形成していくことが望まれる。併せて、債務者企業に情報開示のインセンティブを与えると共に、貸出債権市場における適正な情報管理体制の整備に向けた市場参加者のイニシアティブが期待される。

以 上